管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070010	地域の活性化に資する取組に使用する国有地に係る国有財産特別措置法の弾力的運用	○国有財産特別措置法第3条 ○「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」通達	地方公共団体又は学校法人等の特定の法人が、国有財産を国有財産特別措置法第3条第1項各号に規定する施設の用に供する場合には、時価からその5割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができることとされている。 実際の運用については、国庫補助等が交付されるものを減額の対象としており、「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」通達に具体的に定めている。 国有財産特別措置法第3条第1項第1号ヌ（住民に賃貸する目的で経営する住宅施設）に該当する施設については、公営住宅法に基づく公営住宅や住宅地区改良法に基づく改良住宅等としており、広島市営基町住宅用地は、公営住宅法及び住宅地区改良法に基づく国庫補助の対象施設部分について、同条項の規定に基づき減額貸付している。	「国有財産特別措置法（以下「法」という。）」及び「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱について（以下「取扱」という。）」に基づく減額貸付の対象となる建物用途について、著しい少子高齢化による地域活力の低下などに対応するため、地区住民と行政が協働して実施する活性化の取組において、法及び取扱に示されていない建物用途に使用する場合でも、減額貸付を可能とする。	【効果】 地域の活性化は、地区住民等が主体となって取組を進めることとしており、借地料の減額による財政負担の軽減は、こうした取組の支援につながり、活性化の推進を図ることができる。 【地域の特性】 基町住宅地区では少子高齢化の進展による地域活力の低下が著しく、住民と行政が協働して基町住宅地区活性化計画（別添資料①）を策定するとともに地域再生計画の認定（平成26年3月認定（別添資料②））を受け、市営住宅や市営店舗（以下「市営住宅等」という）の空室を目的外使用し、多様な世帯や世代が混在するコミュニティを形成し、多世代間の交流促進を図るための若年世帯、子育て家族等の入居促進や地域のコミュニティ活動の担い手となる学生の入居、高齢者の介護等を支援するデイサービスセンターの導入など活性化に向けた取組を進めているところである。 【提案理由】 当住宅地区の市営住宅等は、国有地に整備されており、法第3条に基づき「住民に賃貸する目的で経営する住宅施設」として、その一部を除き借地料の減額適用を受けている。 活性化計画には、市営住宅等を目的外使用して活性化の取組（別添資料③）を進めるものもあるが、その建物用途が法第3条及び取扱の減額貸付の対象にないことから、借地料の減額を受けられない。 地区の活性化を進めるために、別紙の活性化の取組に市営住宅等を利用する場合においても、引き続き借地料の減額対象としていただきたい。	D	－	ご要望にある地区活性化の取組に市営住宅等を利用する場合は、公営住宅（市営住宅）の目的外使用として整理されているため、国有財産特別措置法第3条の施設には該当しない取扱いとしている。しかし、その一部は、地域再生法（平成17年法律第24号）に定める地域再生計画に基づく取組であること、また、地域再生計画認定申請マニュアル（各論：平成26年4月内閣府地域活性化推進室）にも公営住宅における目的外使用承認の柔軟化のための特別の措置が盛り込まれているなど、一定の手続が整備されている。他方、減額貸付けの対象とすることについては、個別具体的に合理的な理由が認められれば、「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」通達に定める特例処理により、減額貸付けの個別承認が可能となっている。 ご要望のあった、市営住宅を目的外使用する場合に現に減額貸付中の部分について引き続き減額貸付けの対象とすることについては、地域再生法に基づく特別措置により目的外使用承認されたものについて、その具体的な用途、予定戸数等を踏まえ、特例処理による減額貸付の個別承認に向け、相手方と調整を進めていくこととしたい。 また、目的外使用承認の申請を今後検討されるものについては、公営住宅法を所管する国土交通省における公営住宅の目的外使用承認の検討状況（公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない目的外使用の範囲など）を見極めつつ、予定戸数の多寡等も勘案のうえ、特例処理による減額貸付けの個別承認の可能性について検討することとしたい。	通達に定める特例処理による減額貸付けの個別承認について、提案者の意見を踏まえ、個別承認の対象とすることの可否について再検討し、その理由について具体的に回答されたい。	地域再生法に基づく特例措置により目的外使用承認されたものについては、国有地の減額貸付けの取り扱いに関する通達に定める特例処理の⑵にある理財局長の承認で個別に対応できると理解するが、改良住宅等の目的外使用に関する通知に基づく地方整備局長が承認する目的外使用についても個別承認の対象にしていただきたい。 また、当住宅地区には、市営住宅と市営店舗があり、市営店舗の一部（改良店舗）についても減額貸付けの適用を受けているが、この店舗についても、地域再生法に定める地域再生計画に基づく取組として位置づけるか若しくは、地方整備局長が承認する目的外使用の場合にも、個別承認の対象にしていただきたい。	D	－	市営住宅を目的外使用する場合に現に減額貸付中の部分について引き続き減額貸付けの対象とすることについては、「『改良住宅等の目的外使用に係る運用について』の改正について（平成21年3月31日付け国住整第62号　国土交通省住宅局長通知）」（以下、「住宅局長通知」という。）に基づき市営住宅の目的外使用承認されるものについても、地域再生法に基づく特別措置により目的外使用承認されたものと同様に、その具体的な用途、予定戸数等を踏まえ、特例処理による減額貸付の個別承認に向け、相手方と調整を進めていくこととしたい。 また、住宅局長通知に基づき、市営店舗の目的外使用承認の申請を今後検討されるものについては、住宅地区改良法を所管する国土交通省における検討状況を見極めつつ、その具体的な用途、規模を勘案のうえ、特例処理による減額貸付けの個別承認の可能性について検討することとしたい。				1 0 2 7 0 1 0	広島市	広島県	財務省